

が独自に行ったという点で、乙が用意した他人名義の預金口座の預金通帳やキャッシュカード等を用いて行うという他の犯行とは態様が異なる。そこで、甲の犯行が乙との共謀の範囲に含まれるかが問題となる。

- (3) 前述の共同正犯が全部責任を負う根拠に照らし、当初の共謀と実行行為との間に因果関係が認められれば、共謀の範囲内といえ、他の共犯者も責任を負うと解する。
- (4) 甲は他人名義の預金通帳等を自ら用意している。しかし、甲は、乙の準備した部屋から、乙の準備した携帯電話を用いて、乙が準備した電話帳を用いてVに電話を掛け、乙と共謀していたのと同じ手口で犯行を行っており、当初の共謀と実行行為の内容に共通性がある。また、甲は乙と共謀した振り込め詐欺を行う合間にVに対する犯行を行っており、当初の共謀による行為との関連性が認められる。したがって、甲の犯行は当初の共謀の範囲内といえる。また、前述の通り、甲は実行行為を行っている(②)。
- (5) 以上により、乙には1項詐欺罪の共謀共同正犯が成立する。

● 共謀の射程

## 第2 現金自動預払機から50万円を引き出そうとした行為

### 1 丙の罪責

- (1) 当該行為に窃盗未遂罪(243条・235条)が成立するか。丙が50万円を引き出そうとしたAの口座には取引

● 窃盗未遂罪

の停止措置が講じられていたため、キャッシュカードを挿入し暗証番号を入力する行為に、窃盗罪の実行行為性が認められるか問題となる。

- (2) 実行行為とは、構成要件の結果発生の現実的危険性を有する行為をいう。
- 本件で取引停止措置を講じることができたのは、たまたまVに息子から電話があり甲の詐欺行為に気付いたからであり、取引停止措置がされていることを一般人は認識できない。そうすると、取引停止措置がされていないことを基礎に、口座名義人のキャッシュカード及び暗証番号を取得している丙が、カードを挿入し暗証番号を入力する行為は結果発生の現実的危険性が認められる。
- (3) したがって、丙には窃盗未遂罪が成立する。

### 2 甲の罪責

甲は実行行為を行っていないが、甲は本件犯行の首謀者で、50万円の9割に当たる45万円を得ようとしているから窃盗未遂罪の共謀共同正犯となる。

以上

● 不能犯との区別

● 広島高判昭36. 7. 10/百選  
I [第7版] [67]● 岐阜地判昭62. 10. 15/百選  
I [第7版] [68]